

第2期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
ひろぎんホールディングス本社ビル
4階大ホール

【「新型コロナウイルス感染症」の感染予防に向けた対応について】

第2期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染予防対応につきまして、2頁に記載しておりますので、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【株主総会資料の電子提供制度に関するお知らせ】

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆さまのお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびURL等を記載したお知らせ）をお届けする予定としております。次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で希望される株主さまにおかれましては、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きが必要になります。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行まで、お問合せください。

目次

第2期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使方法のご案内	4

（株主総会参考書類）

第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	13

（添付書類）

第2期事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

株主の皆さまへ

平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

ここに、第2期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会は、株主の皆さまと私たち役員との貴重な対話の場ではありますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での開催となりますので、当日のご体調ならびに感染拡大の状況や政府の発表内容等にご留意の上、ご来場には慎重なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

いけだ こうじ
池田 晃治

代表取締役社長

へや としお
部谷 俊雄

経営理念

経営ビジョン

お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、
地域社会の豊かな未来の創造に貢献します

行動規範

ひろぎんホールディングスは、5つの行動規範に基づいて、
地域社会と共に共通価値を創造し、持続可能な社会の実現に努めます

1

地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します

2

お客さまの視点に立って考動し、豊かな人生と事業の成長に貢献します

3

企業価値の持続的な向上に努めます

4

誰もが健康で明るく働きたいのある企業グループをつくりたい

5

高いレベルのコンプライアンスを実践します

【「新型コロナウイルス感染症」の感染予防に向けた対応について】

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、議決権の事前行使を推奨いたしますとともに、下記の通りご案内いたしますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が150席程度となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- ・マスクの着用ならびにアルコール消毒のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場時に検温（サーモグラフィー等）を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・お土産ならびにキッズ・ルームのご用意はございません。
- ・当日会場にご来場いただけない株主さまのために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承くださいますようお願いいたします。

【株主総会の様子（ライブ配信による視聴のみ）】



配信予定：2022年6月24日（金）10:00～株主総会が終了次第、配信終了
<https://youtu.be/a0BtKIANBbk>

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

- ・なお、感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

以上

株主各位

証券コード：7337
2022年6月3日

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社ひろぎんホールディングス

代表取締役社長 部 谷 俊 雄

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
場 所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール
目 的 事 項	報告事項 第2期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任 の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

議決権行使方法のご案内

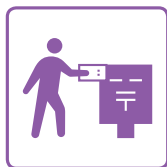
株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時・場所 2022年6月24日（金曜日）午前10時
ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

詳細は5頁から6頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin-hd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。



インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について

インターネットにより議決権行使をされる場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使サイト ▶

<https://evote.tr.mufg.jp/>



インターネットによる議決権行使は、

2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

！ ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

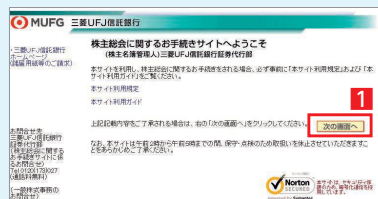
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

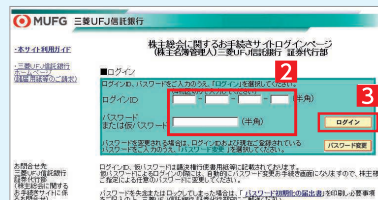
☎ 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）



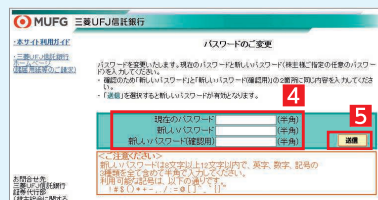
パソコンの場合



1 「次の画面へ」をクリック



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック



- 4 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。
- 5 「送信」をクリック

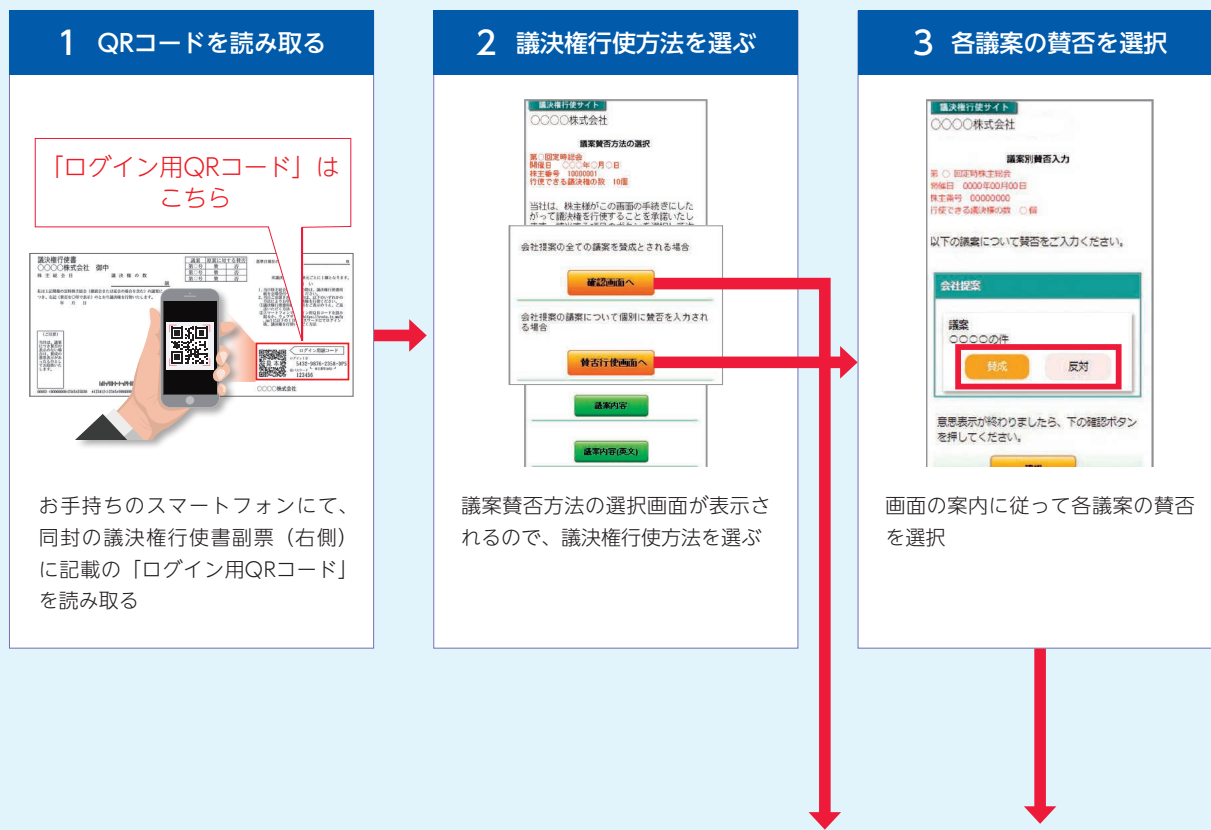
議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

スマートフォン・タブレットの場合

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更後定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更後定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前 定款	変更後 定款
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

変更前 定款	変更後 定款
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第39条 (条文省略)</p> <p>附則</p>	<p>第17条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p>
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等の効力発生日)</p>
	<p><u>第3条</u> 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p>
<p>(附則の削除)</p> <p><u>第3条 (削除)</u></p> <p>2. 本附則第2条第3項は、本制度終了時(ただし、当社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会の終結の時)をもってこれを削除する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則の削除)</p> <p><u>第4条 (削除)</u></p> <p>2. 本附則第2条第3項は、本制度終了時(ただし、当社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会の終結の時)をもってこれを削除する。</p> <p>3. <u>本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または本附則第3条第2項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2021年度)
1	再任 池田 晃治	取締役会長（代表取締役）	100% (14回／14回)
2	再任 部谷 俊雄	取締役社長（代表取締役）	92% (13回／14回)
3	再任 清宗 一男	取締役専務執行役員	100% (14回／14回)
4	再任 尾木 朗	取締役専務執行役員	100% (14回／14回)
5	再任 刈屋田 史嗣	取締役常務執行役員	100% (14回／14回)

1

いけだ こうじ
池田 晃治

1953年9月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役会長（代表取締役） （現任）
2006年 4月	同執行役員福山営業本部長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役会長 （現任）
2008年 4月	同常務執行役員福山営業本部長		
2009年 4月	同常務執行役員総合企画部長		
2009年 6月	同常務取締役総合企画部長		
2011年 4月	同常務取締役		
2012年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		
2018年 6月	同取締役会長（代表取締役）		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役会長
広島商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

1977年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、2012年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2018年6月より同代表取締役会長、2020年10月より当社代表取締役会長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 所有する当社の株式数
16,700株

2

へ や とし お
部谷 俊雄

1960年5月1日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役社長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	同広島東支店長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役 （現任）
2011年 4月	同総合企画部長		
2013年 4月	同執行役員本店営業部本店長		
2015年 4月	同常務執行役員本店営業部本店長		
2016年 4月	同常務執行役員		
2016年 6月	同取締役常務執行役員		
2018年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役
（2022年6月24日退任予定）

（担当）

秘書室長、デジタルイノベーション部長



■ 取締役会への出席状況
92%（13回／14回）

■ 所有する当社の株式数
8,561株

取締役候補者とした理由

1983年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、2018年6月より株式会社広島銀行代表取締役頭取、2020年10月より当社代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

3

きよむね かず お
清宗 一男

1963年2月8日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役常務執行役員
2008年 10月	同営業統括部融資企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員
2010年 4月	同融資企画部融資企画室長	2022年 4月	同取締役専務執行役員（現任）
2013年 4月	同本川支店長		株式会社広島銀行取締役頭取 （代表取締役）（現任）
2015年 4月	同大手町支店長		
2018年 4月	同執行役員呉支店長兼呉市役所 出張所長		
2020年 4月	同常務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 所有する当社の株式数
7,100株

4

おぎ あきら
尾木 朗

1963年7月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役専務執行役員（現任）
2008年 4月	同営業統括部営業企画室長	2022年 4月	株式会社広島銀行取締役専務執 行役員（代表取締役）（現任）
2013年 4月	同広支店長		
2015年 4月	同人事総務部長		
2016年 4月	同総合企画部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長		
2018年 10月	同常務執行役員		
2019年 6月	同取締役常務執行役員		
2020年 4月	同取締役専務執行役員		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役専務執行役員（代表取締役）

（担当）

経営企画部長、経済産業調査部長、デジタルイノ
ベーション部長補佐

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 所有する当社の株式数
11,500株

5

かりやだ ふみつぐ
荻屋田 史嗣

1965年3月23日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役社長（代表取締役） （現任）
2007年 6月	同総合企画部企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員（現任）
2012年 4月	同古市支店長		
2014年 4月	同営業統括部副部长		
2015年 4月	同営業統括部長		
2018年 4月	同執行役員東京支店長		
2020年 4月	同常務執行役員 ひろぎん証券株式会社顧問		

（重要な兼職の状況）

ひろぎん証券株式会社取締役社長（代表取締役）



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 所有する当社の株式数
18,100株

取締役候補者とした理由

1987年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、2020年6月よりひろぎん証券株式会社の代表取締役社長を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 前田 香織氏、高橋 義則氏および三浦 惺氏の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への 出席状況 (2021年度)	監査等委員会への 出席状況 (2021年度)
1	再任 三浦 惺 み うら さとし	取締役 監査等委員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	新任 谷 宏子 たに ひろ こ	—	—	—
3	新任 北村 俊明 きた むら とし あき	—	—	—

1

み うら さとし
三浦 惺

1944年4月3日生

社外 独立 再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1967年 4月	日本電信電話公社入社	2012年 6月	同取締役会長
1996年 6月	日本電信電話株式会社取締役人事部長	2016年 6月	株式会社広島銀行取締役
1998年 6月	同常務取締役人事労働部長	2018年 6月	日本電信電話株式会社特別顧問（現任）
2002年 6月	東日本電信電話株式会社代表取締役社長	2020年 10月	当社取締役監査等委員（現任）
2007年 6月	日本電信電話株式会社代表取締役社長		（重要な兼職の状況）
			日本生命保険相互会社取締役（社外）
			東急不動産ホールディングス株式会社取締役（社外）

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

日本電信電話株式会社代表取締役社長および取締役会長を歴任するなど、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。

2016年6月より株式会社広島銀行取締役、2020年10月より当社の取締役監査等委員に就任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



- 取締役会への出席状況
100% (14回/14回)
- 監査等委員会への出席状況
100% (15回/15回)
- 所有する当社の株式数
10,100株

2

たに ひろこ
谷 宏子

1955年7月3日生

社外 独立 新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年 11月	監査法人朝日会社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2019年 7月	長州監査法人代表社員（現任） （2022年6月30日退任予定）
1989年 8月	公認会計士登録	2020年 6月	九州電力株式会社取締役監査等委員（社外）（現任） （2022年6月28日退任予定）
2004年 6月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員		（重要な兼職の状況）
2018年 7月	谷公認会計士事務所代表（現任）		九州電力株式会社取締役監査等委員（社外） （2022年6月28日退任予定）

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い知見を有し、また上場企業の取締役監査等委員も経験しております。

財務および会計の専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



- 取締役会への出席状況
—
- 監査等委員会への出席状況
—
- 所有する当社の株式数
一株

3

きたむら としあき
北村 俊明

1955年9月27日生

社外

独立

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	富士通株式会社入社	2016年 4月	オスカーテクノロジー株式会社 フェロー
2000年 7月	京都大学総合情報メディアセン ター助教授	2016年 7月	広島市立大学名誉教授（現任）
2002年 4月	広島市立大学情報科学部情報工 学科教授		
2014年 4月	早稲田大学グリーン・コンピュー ティング・システム研究機構客員 上級研究員（研究院客員教授） （現任）		



■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査等委員会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

一株

監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割

IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
IT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としてま

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦愷氏の当社取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヵ月となります。
3. 当社は、三浦愷氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、谷宏子氏、北村俊明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、各候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

社内取締役

氏名	地位	経験を有する分野			
		経営戦略	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
池田晃治	取締役会長（代表取締役）	●	●	●	●
部谷俊雄	取締役社長（代表取締役）	●	●	●	●
清宗一男	取締役専務執行役員	●		●	
尾木朗	取締役専務執行役員	●		●	●
苅屋田史嗣	取締役常務執行役員	●		●	
益裕治	取締役（監査等委員）		●		

社外取締役

氏名	地位	特に期待する分野		
		企業経営	財務・会計	DX・IT・システム
三浦惺	取締役（監査等委員）	●		●
谷宏子	取締役（監査等委員）		●	
北村俊明	取締役（監査等委員）			●

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

(ご参考)

社外取締役の独立性判断基準

1. 当社において、独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての要件および東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近において、次の(1)から(6)のいずれの要件にも該当しない者とする。
 - (1) 当社の主要株主またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役等
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役等
 - (4) 当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。）
 - (5) 当社グループから、多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
 - (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - (イ) 上記(1)から(5)に該当する者
 - (ロ) 当社グループの取締役・執行役員・その他使用人等の業務執行者
 ※上記における各用語については、次のとおり定義する。

①最近	実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
②主要株主	直接または間接に10%以上の議決権を保有する者
③主要な	直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。
④多額	過去3年平均で、年間1,000万円以上
⑤重要でない者	「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者
⑥近親者	配偶者および二親等内の親族

2. 上記(1)から(6)に定める要件に形式的に該当しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、上記(1)から(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立役員等の基準を充足し、かつ、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することもある。

(ご参考)

配当金について

当社は、定款の規定により、2022年5月13日開催の取締役会において、配当目安テーブルに基づき次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1	期末配当金 1株当たり12円	2	効力発生日（支払開始日） 2022年6月6日
---	--------------------------	---	----------------------------------

中間配当(1株当たり12円)と合わせて、年間配当は1株当たり24円となります。

【配当の基本的な考え方】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施してまいります。

また、内部留保につきましては、効率的な運用を行うことで、経営基盤の拡充や経営体質の一層の強化を図ってまいります。

安定配当

安定的な配当の実施の観点から、1株当たり年18円を支払います。

業績連動型の配当

親会社株主に帰属する当期純利益に連動した配当金を支払います。

配当目安テーブル（年間）

親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たりの配当金額（円）			連結配当性向
	① 安定配当	② 業績連動配当	① + ②	
330億円超～	18	18	36	～34.1%未満
300億円超～330億円以下		15	33	31.2%以上～34.4%未満
270億円超～300億円以下		12	30	31.2%以上～34.7%未満
240億円超～270億円以下		9	27	31.2%以上～35.1%未満
210億円超～240億円以下		6	24	31.2%以上～35.7%未満
180億円超～210億円以下		3	21	31.2%以上～36.4%未満
～180億円以下		0	18	31.2%以上～

以上

第2期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」といいます。）を含む連結子会社13社から構成される企業集団であり、広島県、岡山県、山口県及び愛媛県の地元4県を主要な地盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務、投資業務、IT関連業務、各種コンサルティング業務等を通じて、地域の皆さまに金融分野、非金融分野も含めた総合サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2021年度のがわが国経済は、海外経済が回復傾向を辿る中、輸出が持ち直し、企業業績の改善を受けて、設備投資が底堅く推移したものの、新型コロナウイルス感染症に伴う供給面の制約等から生産が伸び悩んだほか、感染の拡大と収束が繰り返される中で、個人消費も一進一退で推移するなど、緩やかな回復にとどまりました。足下では、資源・エネルギー等の価格高騰に急激な円安進行が加わって、先行き不透明感が高まっています。

当地方の経済は、輸出や生産が全体として上向いたほか、設備投資にも持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症に対する警戒感が続く中で、個人消費が低調に推移するなど、回復テンポは緩やかなものにとどまりました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当社グループでは、グループ一体経営及びグループ内連携を更に強化するとともに、グループ各社の特長・強みを活かすことで、グループシナジーの最大化を図り、「地域社会及び地域のお客さまへの更なる貢献」と「当社グループの持続的成長及び企業価値の向上」の実現を図っております。

また、このような当社グループが目指す姿を社内外に明確に示すため、経営理念（経営ビジョン）を「お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」とし、ブランドスローガンを「未来を、ひろげる。」としております。

この経営理念の実現に向け、当社グループでは、2020年10月から2024年3月までを計画期間とする「中期計画2020」を策定しております。「中期計画2020」の2年目となる当年度は、実質的な持株会社体制のスタートとなる重要な年度として、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットにおいて、業務軸及び顧客軸の深化・拡大を図る中、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットするため、各種取組みを進めてまいりました。また、このような取組みを通じて「SDGs」の達成への貢献を図ってまいりました。

加えて、当社グループでは、マーケットインの徹底に向け、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、お客さまとのリレーションの深化・拡大を図り、グループ連携の一層の強化を通じた幅広いソリューション提供により、お客さまの成長への貢献を図っております。

中期計画に係る具体的な取組みは以下のとおりです。

①地域活性化に向けた地域社会の課題解決への取組み

（地域活性化に向けた取組み）

現在、地域における人口の減少や中小企業の後継者不足など、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。

そうした中、当社グループでは、新たに地域社会の構造的な課題の解決に資するコンサルティング子会社「ひろぎんエリアデザイン株式会社」を設立（2021年4月設立）いたしました。引き続き、地域活性化に向けたコンサルティング業務の推進のほか、地方公共団体や関係団体等とのリレーションを一層深める中、地元企業と連携し尾道市「シトラスパーク活用事業」に参画するなど、「まちづくり」への積極的な関与や地域社会の根本的な課題解決に向けた取組みをより一層強化しております。

また、地域の雇用維持・創出に向けて、地元のお客さまに対し貸出金にとどまらないエクイティ性資金を出資するなど、事業承継や事業再生支援を積極的に実施したほか、「広島オープンアクセラレーター」をはじめとしたスタートアップ・新規事業創出支援を実施いたしました。

②お客さまの成長への貢献に向けたグループ各社のコア業務の深化とグループ一体となった業務領域の拡大（新たな収益分野の確立）

（法人のお客さまへの取組み）

法人のお客さまに対しては、その事業の発展に貢献するため、広島銀行が強みとする事業性評価を軸とした強固なリレーションに基づき、お客さまの多様なニーズの把握に努めるとともに、把握したニーズに対し金融にとどまらないグループソリューションの提供を実施いたしました。特に、広島銀行においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対して、営業店と本店部の連携による資金繰り支援の徹底や事業再構築補助金等の活用に加え、経営改善支援チームを中心とした本業支援強化などの総合的な伴走型支援を実施いたしました。

また、サステナビリティを巡る課題解決に向けたソリューションの充実・強化を図っております。具体的には、広島銀行にて、「カーボンニュートラル対応支援コンサルティング」の取扱を開始し、グループ機能とアライアンスの活用により、カーボンニュートラル対応にかかる啓発と実践までを支援するとともに、「〈ひろぎん〉サステナブルローン」やひろぎんリース株式会社（以下、「ひろぎんリース」といいます。）の専門的なソリューション提供により、お客さまのグリーン化設備の導入ニーズなどに積極的に対応いたしました。あわせて、「サステナビリティ・リンク・デリバティブ」の取扱を開始するなど、地元企業のサステナビリティ向上に取り組んでおります。

加えて、デジタルトランスフォーメーションが急速に進展する中で、IT関連分野におけるお客さまニーズに対し、ひろぎんITソリューションズ株式会社によるITコンサルティングを通じたソリューションの提供により、経営課題の解決に取り組んでおります。

更に、現在、地域の中小企業経営者が抱えている人材確保や働き方改革等の人事労務に関する経営課題に対し、最適なソリューションを提供するため、人事労務に関するコンサルティング業務を展開する「ひろぎんヒューマンリソース株式会社」を設立（2021年4月設立）したことに加え、人材派遣業へ2022年4月に参入することを決定するとともに、アライアンスを活用した福利厚生サービスの導入検討を開始しております。

（個人のお客さまへの取組み）

個人のお客さまに対しては、「パーソナルコンシェルジュ」として、ライフプランに沿ったあらゆるニーズにトータルでお応えするため、「〈ひろぎん〉ライフデザインサービス」を起点とし、広島銀行やひろぎん証券株式会社を中心に、お客さまのライフプランに則った資産管理型ビジネスを展開いたしました。

また、デジタル化の進展による個人取引での接点の多様化や、資産形成・承継でのコンサルティングニーズが高まる中、ライフサイクルに応じた付加価値（利便性・専門性）の高いサービス提供体制の構築に向け、広島銀行において、アセットマネジメント部・個人ローン部の機能を企画部門と営業推進部門に再編し、「個人企画部」と「個人営業部」を新設いたしました。

加えて、広島銀行にて、キャッシュレス決済促進に向けたキャンペーンの実施や、スマホ決済サービス「こいPay」の利用可能店舗の拡大など、多様化するキャッシュレスニーズへの対応及び地域のキャッシュレス化の進展を図りました。

（店舗・チャンネルに係る取組み）

広島銀行においては、デジタルチャンネルへの移行による来店者数の減少（過去5年間で約3割減少）、キャッシュレスの進展やコロナ禍によるお客さまの行動変化を受け、店舗やATMの在り方も変化してきております。そのような中、当社グループでは、リアルチャンネルとデジタルチャンネルの融合を図る中、グループ一体となって、「顧客軸」「業務軸」の深化・拡大による「地域総合サービス」の展開を支えるチャンネルを構築するため、「環境変化に即した抜本的な店舗の軽量化」「店舗数の削減」（広島銀行の7店の支店・出張所を店舗内店舗方式で移転、1店の出張所を支店へ統合）を行うとともに、お客さまに対するコンサルティング機能が最大限発揮できる店舗機能への見直しを進めております。

また、従来の事業者向け融資中心の対応に加え、当社グループのソリューション機能を活用したコンサルティング業務を担う体制とし、より専門性の高いソリューションを提供するチャンネルへ拡充するため、「〈ひろぎん〉ビジネスローンセンター」を「〈ひろぎん〉ビジネスコンサルセンター」に見直すことといたしました。

加えて、低稼働のATMの見直しにより、ATMの効率化を推進いたしました。

③地域社会・お客さまの持続的成長を支えるための安定した経営基盤の確立

当社グループでは、地域と地域のお客さまの成長に、将来に亘り貢献し続けるために、安定した経営基盤の確立に向け、デジタル技術を活用した構造改革や、持続可能な成長を支える強い組織づくりに取り組んでまいりました。

(構造改革に係る取組み)

2020年10月の持株会社体制への移行を契機に、当社が統括機能を発揮し、グループ各社の業務プロセスの抜本的な見直しを通じた経費削減に取り組みました。また、広島銀行においては、店頭タブレット等の活用やスマホによる非対面手続きの拡充など、店舗における営業事務の抜本的な見直しを実施いたしました。

(人財育成・働き方改革に係る取組み)

持続可能な成長を支える強い組織づくりにおいては、当社グループの全職員が、その能力や専門性を如何なく発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働ける組織づくりが重要になります。そこで、当社グループでは、グループ内の人財交流やグループソリューションの提供強化の観点から、2021年4月に広島銀行から広島銀行以外の子会社へ戦略的な配置転換を実施したほか、グループ一体となった社内研修の実施等の人財育成にも注力しました。

また、女性職員の本人の保有する専門スキルに応じた適財適所での積極登用に向け、新たに当社グループの女性管理職比率などの女性活躍関連目標を定めたことに加え、異業種からの専門性の高いキャリア人財の採用を実施しました。

加えて、柔軟で働きやすく、かつ生産性の高い職場環境の構築に向け、グループ各社にモバイルパソコンを追加配付するなど、在宅勤務を含む新たな勤務形態が可能な環境整備を行いました。

(リスクアペタイト・フレームワークへの取組み)

当社グループでは、リスクアペタイト・フレームワークを導入しており、リスクアセット対比の収益性を重視した経営に向け、グループ各社にリスクアセットベースでの資本配賦を実施しました。

このような取組みの結果、2021年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績と主要勘定期末残高】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、ひろぎんリースの完全子会社化を主因として、前年度比306億円増加の1,460億円となりました。連結経常費用は、ひろぎんリースの完全子会社化に加え、広島銀行の国債等債券売却損が増加したことから、前年度比346億円増加の1,190億円となりました。その結果、連結経常利益は前年度比40億円減少の270億円となりました。また、特別損益は前年度比59億円増加の58億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比14億円増加の229億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比4,210億円増加の6兆9,018億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比3,978億円増加の9兆678億円となりました。

【株主還元】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施し、連結配当性向を31%～36%程度とするよう配当目安テーブルを設定しております。

この方針に基づき当年度は、1株につき12円00銭の期末配当の実施を決議しました。これにより、中間配当（1株につき12円00銭）と合わせて、年間配当は1株につき24円00銭となり、連結配当性向は32.5%となりました。

【広島銀行の業績と主要勘定期末残高】

広島銀行の業績につきましては、経常収益は、国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加及び株式等売却益の増加によるその他経常収益の増加を主因として、前年度比26億円増加の1,134億円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の増加によるその他業務費用の増加を主因として、前年度比108億円増加の905億円となりました。その結果、経常利益は前年度比82億円減少の228億円となりました。また、特別損益は前年度比59億円増加の59億円となり、当期純利益は前年度比17億円減少の206億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比4,247億円増加の6兆9,655億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比3,954億円増加の9兆950億円となりました。

今後も当社が中心となって、グループ連携強化によるグループシナジーの発揮及びグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

〔対処すべき課題〕

国際社会を見てみますと、新型コロナウイルス感染症収束の目途が立たず、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした地政学リスクが高まる中、原燃料価格が高騰する等、政治・経済ともに不安定な状況です。また、米国の政策金利の引上げと日米の金融政策の乖離に伴う円安の進行に加え、日本国内においては人口減少・高齢化による地域経済の縮小に拍車がかかる中、資源高による物価の上昇や個人消費の低迷が見込まれる等、先行きの不透明な状況が継続しております。

一方で、コロナ禍は、企業活動や個人の行動様式・価値観に大きな変化をもたらしました。また、カーボンニュートラルの潮流は、その勢いを増しており、今後、当社グループの地元4県(広島・岡山・山口・愛媛)の地域経済に大きな影響を及ぼしていくことが見込まれます。

このような状況下、当社グループでは、2022年度を『「中期計画2020」の最終年度に向けた橋渡しとなる重要な年度』と位置付け、地域に根差した企業グループとして、地域社会・お客さまの課題解決に取り組むマーケットインの徹底による「お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）」の実践を通じて、持株会社体制を確固たるものにするべく、「中期計画2020」に掲げた戦略の着実な実行に加え、特に、以下の取組みに注力しております。

①アフターコロナを踏まえた地域社会・お客さまの本業支援への取組強化

長引くコロナ禍は、当社グループの地元4県の経済活動に大きな影響を及ぼしており、取引先企業においては、アフターコロナも見据えた事業の構造転換や生産性向上に資するデジタル化への対応の必要性が増しております。そうした中、当社グループは、広島銀行を中心に事業性評価を軸とした資金繰り支援、経営改善・事業再生支援に加え、事業転換や事業承継ニーズに対して従来の貸出金にとどまらないエクイティ性資金を提供する等、グループ各社の金融ソリューションの提供やコンサルティング機能の更なる発揮による本業支援を強化してまいります。

また、多様化するお客さまニーズに対し、人材派遣や福利厚生サービス等の人事・労務ソリューションに加え、IT・DX化支援をはじめとした非金融分野のソリューション提供の強

化を通じて、地域社会・お客さまの成長、発展を支援してまいります。

②地域のカーボンニュートラルへの取組強化

広島県をはじめとした当社グループの地元4県は、自動車製造業や船舶関連業等が盛んな地域であり、気候変動や脱炭素社会への移行に伴う影響を特に強く受けることが懸念されており、地元企業における各種規制強化や技術革新による影響にとどまらず、製造業を中心とした地元地域の産業構造自体が大きく変革していく可能性もあります。一方で、新技術の開発による新たなイノベーションの創出等、当社グループのみならず、取引先企業においても新たな事業機会に繋がることも見込まれております。

そうした中、当社グループでは、サステナビリティ・リンク・ローンをはじめとした各種ソリューションの提供等、取引先企業のカーボンニュートラルに係る総合的なコンサルティングの展開を図るとともに、地元中核企業との連携等、各種アライアンスを活用した地域のカーボンニュートラル促進を図ってまいります。

また、2022年4月に新設した「経済産業調査部」を中心に、カーボンニュートラルが地域主要産業や地元経済に与える影響等に係る調査を実施し、調査・分析内容を反映した各種コンサルティングを提供してまいります。

加えて、当社グループ内のカーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量削減目標として2030年度までに当社グループによる温室効果ガス排出量（スコープ1・2*）、2050年度までに投融資ポートフォリオを含めたサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3*）における「カーボンニュートラルの実現（100%削減）」を設定しております。また、こうした目標の達成に向けて、取引先のカーボンニュートラルに資するサステナブルファイナンス投融資に係る目標を、2030年度までの累計実行額2兆円（環境分野における実行額1兆円含む）に設定しております。

引き続き、TCFD提言に基づく気候変動リスク・機会に係るシナリオ分析を踏まえた取引先企業とのエンゲージメントや開示の充実を図る等、地域のカーボンニュートラルへの取組みを強化してまいります。

③多様化するニーズに対応した個人戦略の展開

個人のお客さまにおいては、高齢化の進展や働き方を含めた暮らし方が多様化する中、各個人が生涯にわたって豊かな人生を送るためにも、人生の様々なライフプランやライフステージに沿った安定的な資産形成に取り組む重要性がますます増しております。

そのような中、当社グループでは、お客さまの将来の目指す姿や叶えたい夢を共有し、そのゴールに向かった伴走支援を行うゴールベースアプローチや、資産管理型ライフプランニングに基づくお客さまの資産形成に資するソリューションの提供を通じたストックビジネスの強化を図ってまいります。

具体的には、資産形成層に対して長期・積立・分散投資による中長期的な資産形成に資するサービスを提供するとともに、保障・相続ニーズを捉えたコンサルティング営業の強化に加え、銀証連携の強化による高度な運用提案やポートフォリオの見直し提案を行うことで、マーケット環境に左右されない安定したビジネスモデルへの移行を図ってまいります。また、ひろぎんアプリの機能強化等によるWeb完結型サービスの拡充やキャッシュレスサービスの拡充等、アライアンスの活用も含めた個人の困り込み戦略を強化してまいります。

④新たな構造改革による効率的な業務運営体制の構築

当社グループでは、これまでも効率的な業務運営体制の構築に向け、各種業務プロセスの抜本的な見直しを進めており、業務及び経費削減の効果は表れてきております。今後は、当社が中心となり、当社グループ内に点在する共通事務等の集約を進めるとともに、業務のデジタル化を積極的に進め、筋肉質な収益構造への変革を進めてまいります。

こうした取組みを持続的に発展させていくために、当社グループでは、多様な人財が活躍できるダイバーシティー&インクルージョンを進めるとともに、各従事者の専門性向上に資する人財育成に注力することにより、組織の活性化を図っております。こうした取組みを通じて、当社グループの持続的成長を実現するとともに、金融は勿論、非金融分野を含めたあらゆるニーズにお応えできる〈地域総合サービスグループ〉として、ステークホルダーの未来をひろげていきたいと考えております。

- (※) GHGプロトコル（温室効果ガス算定及び報告基準）におけるスコープ1・2・3について
- ・スコープ1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼等）
 - ・スコープ2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 - ・スコープ3：スコープ1・2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	—	—	115,478	146,085
経常利益	—	—	31,042	27,070
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	21,574	22,906
包括利益	—	—	43,243	△12,817
純資産額	—	—	516,880	496,200
総資産	—	—	11,009,572	11,603,909

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度以前の状況については記載しておりません。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	—	—	10,397	9,903
受取配当額	—	—	9,400	8,160
銀行業を営む子会社	—	—	9,400	7,000
その他の子会社	—	—	—	1,160
当期純利益	—	—	9,435	8,205
1株当たり当期純利益	—	—	円 銭 30 30	円 銭 26 42
総資産	—	—	448,191	448,976
銀行業を営む子会社株式等	—	—	424,909	424,909
その他の子会社株式等	—	—	15,184	15,584

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	3,054人	83人	661人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社広島銀行

① 営業所数

			当年度末	
広	島	県	122 ^店	うち出張所 (7)
岡	山	県	10	(ー)
山	口	県	7	(ー)
島	根	県	1	(ー)
愛	媛	県	6	(ー)
福	岡	県	2	(ー)
兵	庫	県	2	(ー)
大	阪	府	1	(ー)
愛	知	県	1	(ー)
東	京	都	1	(ー)
国	内	計	153	(7)
海		外	—	(ー)
合		計	153	(7)

(注) 上記のほか当年度末において、店舗内店舗方式の支店・出張所、特定出張所、駐在員事務所、代理店を次のとおり設置しております。

	当年度末
店舗内店舗方式の支店・出張所	7店
特定出張所	3店
駐在員事務所	4カ所
代理店	1カ所

② 当年度新設営業所

該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

□ リース業及びその他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社ひろぎんホールディングス	本社（広島市）

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	3,766	364	113	4,243

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社広島銀行	本社ビル	2,044
	株式会社広島銀行	事業所他	1,030
	株式会社広島銀行	店舗	692

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	銀行業務	百万円 54,573	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	金融商品取引業務	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ヒューマンリソース 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	コンサルティング業務	百万円 200	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	リース・オートリース業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん キャピタルパートナーズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	投資業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ITソリューションズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	IT関連業務	百万円 100	% 80.00	
ひろぎん エリアデザイン 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	コンサルティング業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	担保不動産の評価業務、連 結決算・印刷・製本業務等	百万円 20	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	資産運用業務	百万円 150	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発行業務、 消費者ローン等の信用保証 業務	百万円 80	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の信用保証業 務	百万円 30	% 100.00 (100.00)	
株式会社 マイティネットプラス	広島市中区八丁堀 16番3号	人材派遣業務、研修業務、 ITサポート業務	百万円 10	% 100.00 (100.00)	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
4. 当社の連結される子会社は13社であります。
5. 2022年4月1日付で、ひろぎんヒューマンリソース株式会社は、株式会社マイティネットプラスを吸収合併いたしました。

重要な業務提携の概要

該当ありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田晃治	取締役会長（代表取締役）	株式会社広島銀行 取締役会長（代表取締役） 広島商工会議所 会頭	
部谷俊雄	取締役社長（代表取締役） 秘書室長 デジタルイノベーション部長	株式会社広島銀行 取締役頭取（代表取締役）	
尾木朗	取締役専務執行役員 経営企画部長 デジタルイノベーション部長補佐	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員	
清宗一男	取締役常務執行役員 グループ営業戦略部長	株式会社広島銀行 取締役常務執行役員	
刈屋田史嗣	取締役常務執行役員	ひろぎん証券株式会社 取締役社長（代表取締役）	
益裕治	取締役（監査等委員）（常勤）		
前田香織	取締役（監査等委員）（社外）	広島市立大学情報科学部 長・大学院情報科学研究科 長、教授	
高橋義則	取締役（監査等委員）（社外）		公認会計士
三浦惺	取締役（監査等委員）（社外）	日本生命保険相互会社 取締役（社外） 東急不動産ホールディング ス株式会社 取締役（社外）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の前田香織、高橋義則及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）の前田香織、高橋義則及び三浦惺は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門及び会計監査人との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
5. 取締役（監査等委員）の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。

6. 2022年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
尾 木 朗	取締役専務執行役員 経営企画部長 経済産業調査部長 デジタルイノベーション部長補佐	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	
清 宗 一 男	取締役専務執行役員	株式会社広島銀行 取締役頭取 (代表取締役)	

7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役 (監査等委員) (常勤)	片 山 仁	2021年6月25日 (辞任)

(参考) 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりです。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
深 町 心 一	常務執行役員	経営管理部長
山 下 佳 孝	常務執行役員	経営監査部長兼経営監査グループ長
藤 井 顕一郎	執行役員	業務統括部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定については、透明性、客観性及び公正性

の観点を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み中立性を確保するため、確定金額報酬のみとする。

なお、当社は、銀行持株会社として、子銀行である株式会社広島銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとする。

- b.確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は、月例の基本報酬とし、当社傘下のグループ会社の役職員の報酬・給与水準及び同規模他社の役員報酬等の状況等を総合的に勘案のうえ、役位別に決定し、在任中定期的に支払うものとする。

- c.業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬（毎年、一定時期に支給）とし、各事業年度における達成度合いに応じて算出し、役位別に決定するものとする。

具体的には、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等のステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とし、取締役会決議により設定した役位別の基準額に、当該業績指標に連動した支給倍率を乗じて算定した業績連動報酬を事業年度終了後に支給する。

なお、業績連動支給倍率は、(別表1) のとおりとする。

- d.株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、当社及び株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累計値に応じて行うものとする。

ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求する

ことができることとする。

- e.金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、銀行持株会社としての経営の安定性・健全性を重視しつつ、当社グループとしての持続的成長・企業価値向上や当社の株式価値向上に向けたインセンティブの観点を織込み、同規模他社の役員報酬の状況等を総合的に勘案し決定するものとする。

- f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の全ての個人別の報酬等の内容は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

(別表1) 業績連動報酬の業績連動支給倍率

親会社株主に帰属する当期純利益	業績連動支給倍率
330億円超	1.500
300億円超 ～ 330億円以下	1.375
270億円超 ～ 300億円以下	1.250
240億円超 ～ 270億円以下	1.125
210億円超 ～ 240億円以下	1.000
180億円超 ～ 210億円以下	0.875
150億円超 ～ 180億円以下	0.750
120億円超 ～ 150億円以下	0.625
90億円超 ～ 120億円以下	0.500
60億円超 ～ 90億円以下	0.375
60億円以下	—

②取締役の報酬等の総額等

区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			確定金額	業績連動	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く）	5	38	22	7	8
取締役（監査等委員）	5	60	60	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2021年6月25日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額40百万円（うち確定金額報酬15百万円、業績連動報酬9百万円、非金銭報酬15百万円）を支払っております。
4. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としております。
- a. 報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。
- b. 報酬等のうち、業績連動報酬（前記①口.c.参照）に係る業績指標の実績（親会社株主に帰属する当期純利益）は229億円であります。
- c. 報酬等のうち、非金銭報酬は、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（前記①口.d.参照）に係る株式給付引当金繰入額であります。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、3事業年度で合計900百万円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株であります。（当社定款附則第2条第3項）
当社定款については、2020年6月25日に開催されました株式会社広島銀行の第109期定時株主総会においてご承認いただき、2020年10月1日の当社設立時に成立しております。なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
5. 取締役（監査等委員）に対する報酬は、全て確定金額報酬としており金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が設置したグループ指名・報酬諮問委員会において、報酬水準及び種類別の報酬割合について、適切性・妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
益 裕治	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
前田 香織	
高橋 義則	
三浦 惺	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役含む）並びに当社連結子会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社及び当社の連結子会社の被保険者数に応じて、当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は補償対象外とするとともに、免責額の定めを設け、当該免責額までの損害については補償の対象としないことにより、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
前田 香織	広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長、教授
高橋 義則	
三浦 惺	日本生命保険相互会社 取締役（社外） 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役（社外）

(注) 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
前田 香織	1年6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会ではその分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち2回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
高橋 義則	1年6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責任を果たしております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
三浦 惺	1年6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	30 (一)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,368千株

(自己株式2千株を除く)

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,786千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 96,114名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,711千株	12.71%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,308	5.86
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中国電力株式会社	5,864	1.87
ひろぎんホールディングス従業員持株会	5,758	1.84
株式会社福岡銀行	5,500	1.76
日本生命保険相互会社	4,833	1.54

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(2千株)を控除して計算しております。
なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,786千株を含んでおりません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高山 裕三 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 大江 友樹	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算出に係るコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		110百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、当年度の監査体制、監査時間数、監査報酬単価等と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の監査品質確保の観点から相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

6 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	424,909百万円	448,976百万円

第2期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	2,577,627	預 金	8,729,837
コールローン及び買入手形	5,899	譲 渡 性 預 金	338,041
買入金銭債権	8,000	売 現 先 勘 定	229,457
特定取引資産	7,577	債券貸借取引受入担保金	448,183
金銭の信託	42,415	特定取引負債	4,848
有価証券	1,668,228	借 用 金	1,201,839
貸出金	6,901,858	外 国 為 替	2,714
外国為替	11,468	信 託 勘 定 借	51
リース債権及びリース投資資産	63,275	そ の 他 負 債	97,409
その他の資産	137,159	退職給付に係る負債	697
有形固定資産	107,359	役員退職慰労引当金	130
建物	31,941	睡眠預金払戻損失引当金	1,110
土地	54,822	ポイント引当金	150
リース資産	1,938	株式給付引当金	799
建設仮勘定	1,122	固定資産解体費用引当金	307
その他の有形固定資産	17,534	特別法上の引当金	28
無形固定資産	9,025	再評価に係る繰延税金負債	13,241
ソフトウェア	6,160	支 払 承 諾	38,859
のれん	567	負債の部合計	11,107,708
その他の無形固定資産	2,297	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	58,164	資 本 金	60,000
繰延税金資産	6,060	資 本 剰 余 金	25,209
支払承諾見返	38,859	利 益 剰 余 金	377,217
貸倒引当金	△39,070	自 己 株 式	△1,237
		株 主 資 本 合 計	461,189
		その他有価証券評価差額金	1,367
		繰延ヘッジ損益	908
		土地再評価差額金	26,993
		退職給付に係る調整累計額	5,476
		その他の包括利益累計額合計	34,745
		新 株 予 約 権	126
		非 支 配 株 主 持 分	138
		純資産の部合計	496,200
資 産 の 部 合 計	11,603,909	負債及び純資産の部合計	11,603,909

第2期（2021年4月1日から）連結損益計算書 （2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

科 目	金 額	
経常収益		146,085
資金運用収益	73,499	
貸出金利息	57,061	
有価証券利息配当金	11,959	
コールローン利息及び買入手形利息	24	
預け金利息	2,067	
その他の受入利息	2,387	
信託報酬	178	
役務取引等収益	33,624	
特定取引収益	4,305	
その他業務収益	28,018	
その他経常収益	6,459	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	6,458	
経常費用		119,015
資金調達費用	3,963	
預金利息	837	
譲渡性預金利息	40	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△10	
売現先利息	317	
債券貸借取引支払利息	69	
借入金利息	466	
その他の支払利息	2,241	
役務取引等費用	12,686	
その他業務費用	30,957	
その他経常費用	58,031	
貸倒引当金繰入額	13,376	
その他経常費用	11,251	
その他経常費用	2,125	
経常特別利益		27,070
固定資産処分益	1,321	
金融商品取引責任準備金取崩額	0	
退職給付信託返還益	7,035	
経常特別損失		2,501
固定資産処分損失	229	
減損損失	2,272	
税金等調整前当期純利益		32,926
法人税、住民税及び事業税	8,296	
法人税等調整額	1,687	
法人税等合計		9,984
当期純利益		22,942
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		22,906

第2期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,425	流動負債	664
現金及び預金	6,765	未払費用	63
未収還付法人税等	1,594	未払金	16
その他流動資産	66	未払法人税等	31
固定資産	440,550	未払消費税等	1
有形固定資産	4	預り金	3
工具、器具及び備品	4	その他流動負債	547
無形固定資産	13	固定負債	40
ソフトウェア	13	株式給付引当金	40
投資その他の資産	440,532	負債の部合計	705
関係会社株式	440,494	(純資産の部)	
繰延税金資産	37	株主資本	448,144
		資本金	60,000
		資本剰余金	379,237
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	364,237
		利益剰余金	10,144
		その他利益剰余金	10,144
		繰越利益剰余金	10,144
		自己株式	△1,237
		新株予約権	126
		純資産の部合計	448,270
資産の部合計	448,976	負債及び純資産の部合計	448,976

第2期（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		9,903
関係会社受取配当金	8,160	
関係会社受入手数料	1,743	
営 業 費 用		1,626
販売費及び一般管理費	1,626	
営 業 利 益		8,276
営 業 外 収 益		10
受 取 利 息	0	
雑 収 入	10	
経 常 利 益		8,287
税引前当期純利益		8,287
法人税、住民税及び事業税	101	
法人税等調整額	△20	
法人税等合計		81
当 期 純 利 益		8,205

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 裕 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本 洋 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひろぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 裕 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 本 洋 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社 ひろぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤）	益	裕	治	㊟	
監査等委員	前	田	香	織	㊟
監査等委員	高	橋	義	則	㊟
監査等委員	三	浦	惺	㊟	

(注) 監査等委員前田香織、高橋義則及び三浦惺は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

Environment

TCFD提言への賛同

気候変動に関する対応強化及び気候関連のリスク・機会に関する情報開示の充実に向け、賛同を表明



TCFD*提言とは

TCFDが2017年6月に公表した投資家が企業の気候関連リスク・機会を適切に評価するための開示フレームワーク

TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES

*Task Force on Climate-related Financial Disclosures
気候関連財務情報開示タスクフォース

環境配慮型の新本社ビルの建設

自然換気効果を高めたエコポイドを設置し、テラス等を緑化する等、最新の環境技術を活用した環境配慮型のビルを建設



2021年5月オープン

【その他建物の主な特徴】

- 建物エントランス部分へのピロティ空間の設置
- ヒートアイランド現象の緩和に向けたミスト散布
- 2階テラス等の緑化
- 建物の免震化・非常用発電機用燃料の確保（避難場所として活用）

「ひろぎんHDの里山」における植樹・整備活動

郷土の豊かな自然環境の保護に向け、「ひろぎんHDの里山」において、役職員による苗木の植樹・森林整備活動を実施



Social

地域のSDGsへの取組促進支援

SDGs取組支援サービスの取扱開始



お取引先のSDGsへの取組状況を確認し、その結果をフィードバック
ご希望に応じて、取組内容を対外公表

お取引先の“SDGs宣言”の 策定を支援

累計取扱件数（2022年3月末時点）

510件

「〈ひろぎん〉サステナビリティ 経営導入サポートサービス」の創設

地元企業のサステナビリティ経営の導入・実践を支援するサービスを創設

特長

- 企業の理念やビジョン、経営資源、外部環境等を踏まえて作成した広島銀行専用ツールを使用
- 社内での啓発や社外への情報開示に活用可能な“サステナビリティ経営方針”のデータと、ツールを活用した分析結果を踏まえたフィードバックレポートをご提供
- ご希望に応じて、グループ機能とアライアンスを活用した具体的な計画策定支援や実行支援（別契約）を通じて、サステナビリティ経営の実践・浸透をサポート

「〈ひろぎん〉サステナブルローン」の創設

地元企業のサステナビリティ向上支援を地域金融機関の責務と捉え、資金調達面から支援する融資商品を創設

特長

- 環境省等が定めるガイドラインに整合したファイナンスフレームワーク「〈ひろぎん〉サステナブルローン」*を策定し、そのもとで「サステナビリティ・リンク・ローン」と「グリーンローン」の2商品をご用意

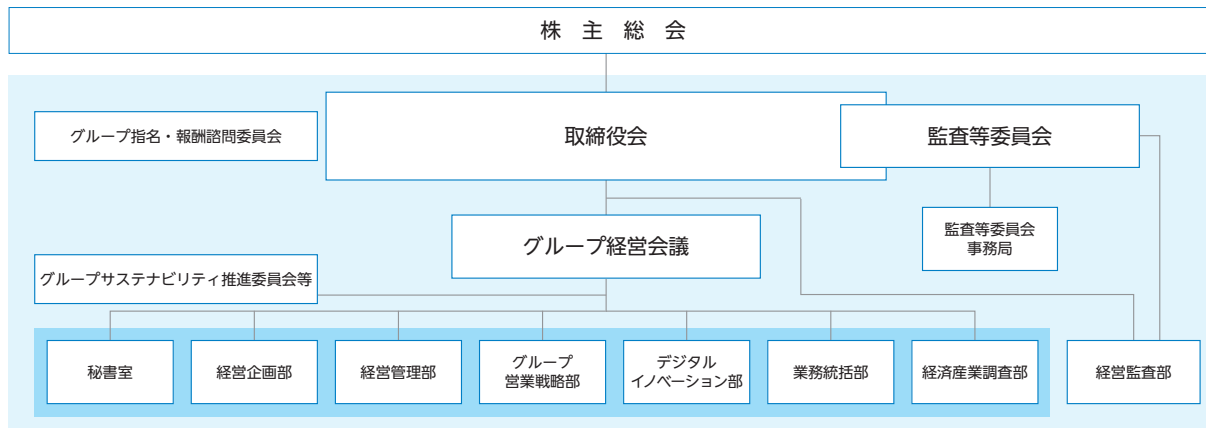
*ファイナンスフレームワークのグリーンローン原則等に対する整合性について株式会社格付投資情報センターより第三者意見を取得しています。



ひろぎんグループは、国連において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、付加価値の高い地域総合サービスの提供を通じて、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長に貢献してまいります

Governance

持株会社体制におけるコーポレート・ガバナンス体制図



カーボンニュートラルへの対応などサステナビリティに関わるガバナンスの強化に向けた取組み

■ サステナビリティ経営の推進・強化

「サステナビリティ基本方針」の新規制定

地域総合サービスの展開を通じて、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長とともに、当社グループ自身の持続的成長と企業価値向上の好循環の実現を図る

「グループサステナビリティ推進委員会」の新設

同委員会の審議内容を当社グループの経営計画に反映させるなど経営課題としての取組みを強化

「サステナビリティ統括室」の新設

当社グループ内のサステナビリティを巡る課題への対応に係る統括機能の強化とグループを挙げた取組みの強化・充実に推進

■ カーボンニュートラル実現に向けて

目標設定

温室効果ガス排出量削減の目標設定

2030年度まで

当社グループによる温室効果ガス排出量 (スコープ1・2) のカーボンニュートラル達成

2050年度まで

投融資ポートフォリオを含めた サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量 (スコープ1・2・3) のカーボンニュートラル達成

サステナブルファイナンスの目標設定

2021年度から 2030年度まで

環境・社会課題の解決に資する サステナブルファイナンス (投融資) を 累計2兆円 (うち環境ファイナンス1兆円) 実行

株主総会会場ご案内略図



会場 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール 広島市中区紙屋町一丁目3番8号
TEL 082 - 245 - 5151

- 交通
- 広島電鉄
 - ・紙屋町東 下車 徒歩約5分
 - ・本通 下車 徒歩約3分
 - アストラムライン
 - ・本通 下車 徒歩約5分

会場
ひろぎんホールディングス
本社ビル4階大ホール

駐車場について

当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

